（疾病任意継続被保険者の前納保険料の還付）

**第百六十七条**　法第百二十八条第一項の規定により保険料が前納された後、前納に係る期間の経過前において疾病任意継続被保険者に係る保険料の額の引き下げが行われることとなった場合においては、前納された保険料の額のうち当該保険料の額の引き下げが行われることとなった後の期間に係る額から当該期間の各月に納付すべきこととなる保険料の額の合計額を控除した額は当該前納に係る期間の後に引き続き保険料を前納することができる期間に係る前納されるべき保険料の額の一部とみなす。ただし、当該被保険者の請求があったときは、当該控除した額を当該被保険者に還付するものとする。

（還付の請求）

**第百六十八条**　法第百二十八条第一項の規定により前納した保険料の還付を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した還付請求書を機構に提出しなければならない。

一　被保険者証の記号及び番号

二　還付を請求しようとする者の氏名、生年月日及び住所

三　前号に掲げる者が疾病任意継続被保険者であった者の相続人であるときは、疾病任意継続被保険者であった者の氏名及び生年月日

四　還付金の払渡しを受けようとする金融機関等の名称

五　還付を受けようとする理由

2　前項の場合において、還付を受けようとする者が疾病任意継続被保険者であった者の相続人であるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　疾病任意継続被保険者であった者の死亡を明らかにすることができる書類

二　先順位の相続人であることを明らかにすることができる書類

（口座振替による納付の申出）

**第百六十九条**　法第百二十九条の規定による申出を行おうとする納付義務者（船舶所有者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。

一　船舶所有者の氏名及び住所

二　預金口座又は貯金口座の番号及び預金又は貯金の種別

三　納入告知書を送付する金融機関の店舗の名称及び所在地

（口座振替による納付に係る納入告知書の送付）

**第百七十条**　厚生労働大臣は、法第百二十九条の規定による申出を承認したときは、同条の金融機関に対し、保険料の納付に必要な納入告知書で納入の告知をしなければならない。ただし、当該保険料に関し必要な事項について同条の金融機関に電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により通知をしたときは、この限りでない。

（保険料控除の計算書）

**第百七十一条**　法第百三十条第三項の規定による船舶所有者の保険料の控除に関する計算書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　被保険者の氏名

二　控除した標準報酬月額に係る保険料の額及び控除した年月日

三　控除した標準賞与額に係る保険料の額及び控除した年月日

## 第六章　船員保険事務組合

（法第百四十五条第一項の指定を受けようとする場合の申請手続）

**第百七十二条**　法第百四十五条第一項の規定による指定を受けようとする船舶所有者の組織する団体の代表者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構を経由して協会に提出しなければならない。

一　団体の名称及び主たる事務所の所在地

二　団体の代表者の氏名

三　団体の構成員となっている船舶所有者の氏名及びその使用する被保険者の数

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款、規約等団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類（団体が法人であるときは、登記事項証明書を含む。）

二　最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書等資産の状況を明らかにする書類

三　法第百四十五条第一項の指定を受けることに関する議決をした総会等の議事録の写し

（船員保険事務組合の行う事務）

**第百七十三条**　法第百四十五条第一項の規定による指定を受けた船舶所有者の組織する団体（以下「船員保険事務組合」という。）は、船舶所有者が行わなければならない次に掲げる事務を行うものとする。

一　第六条第三項、第十二条、第十三条、第三十五条第三項、第三十六条第三項（第四十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第三十八条第二項（第四十一条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事務

二　第百五十七条に規定する経由に伴う事務

**第百七十四条**　前条の規定により船員保険事務組合が船舶所有者が行わなければならない事務を行う場合において、第二十四条から第二十六条まで、第三十四条、第三十五条第三項、第三十六条第三項、第三十七条第五項並びに第三十八条の規定の適用については、「船舶所有者」とあるのは「船員保険事務組合」と読み替えるものとする。

（委託契約に基づいて行う船員保険事務組合の事務）

**第百七十五条**　船員保険事務組合は第百七十三条に規定する事務のほか、船舶所有者の委託に基づき、保険料の納付に関する事務を行うものとする。

（保険料の納付事務の委託又は解除の場合の届出）

**第百七十六条**　船員保険事務組合は保険料の納付に関する事務の委託又はその解除があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書をその主たる事務所の所在地を管轄する年金事務所（日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

一　委託又はその解除があった船舶所有者の氏名及び住所並びにその使用する被保険者の数

二　委託又はその解除があった年月日及びその理由

2　前項の届書には、委託に係る契約書の写しを添付しなければならない。ただし、委託の解除があった場合に提出する届書については、この限りでない。

（名称等の変更の届出）

**第百七十七条**　船員保険事務組合は第百七十三条第一項の申請書又は同条第二項第一号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を記載した届書を協会に提出しなければならない。

（帳簿）

**第百七十八条**　船員保険事務組合は、次に掲げる帳簿を備えなければならない。

一　船舶所有者の名簿

二　船舶所有者別に第百七十四条に規定する事務の処理状況を明らかにした帳簿

三　船舶所有者別に第百七十六条に規定する委託に基づく保険料の納付状況を明らかにした帳簿